

## 春日井市と名城大学との連携・協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と名城大学（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、防災、まちづくり、生涯学習、文化、福祉など多様な分野で相互に協力し、地域社会の発展とともに、学生の実践力の養成に寄与することを目的とする。

### （連携・協力の内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力をするものとする。

- (1) 地域防災の強化に関すること。
- (2) まちづくりの推進に関すること。
- (3) 生涯学習、文化、スポーツの振興に関すること。
- (4) 地域福祉、地域医療の向上に関すること。
- (5) 地域産業の振興に関すること。
- (6) 農に親しむ機会と場の充実にに関すること。
- (7) 地域コミュニティの活性化に関すること。
- (8) その他目的を達成するために必要なこと。

### （守秘義務）

第3条 甲と乙は、この協定に基づき実施される活動において知り得た情報を第1条の目的以外で使用してはいけない。

2 甲と乙は、事前に相手方の同意を得た場合を除き、第三者に対して、この協定に基づき実施される活動に係る情報を開示又は漏洩してはいけない。

(反社会的勢力の排除)

第4条 乙は、春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）を順守し、暴力団の排除に自主的に取り組むとともに、甲が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成34年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の期間満了の日の2か月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がない場合は、この協定の有効期間は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の運用に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙自署の上、各自その1通を保有する。

平成30年7月18日

甲 春日井市長

伊 藤 太

乙 名城大学学長

吉久 光一